

令和6年度阿賀川河川事務所管内公募型砂利等採取(試行) 審査表

A(1.0)、B(0.5)、C(0) の3段階で評価する。

評価の着目点	評 価				評価点
	判断基準	A	B	C	
採取実績等	応募者(組合等の場合は、構成員の少なくとも1者)が、国又は福島県等が管理する河川で、令和5年度より過去10年間に河川砂利の採取実績がある場合に、優位に評価する。	応募者が、国の管理する河川で過去10年間に河川砂利の採取実績を有している。	応募者が、福島県内でA以外の河川(県が管理する河川又は市町村が管理する準用河川)砂利の採取実績を有している。	応募者が、左記A、B以外の場合。	20
地域精通度	応募者(組合等の場合は、構成員の少なくとも1者)の本社が、阿賀川河川事務所管内の沿川市町村に存在している場合に優位に評価する。	応募者が、会津若松市、喜多方市、会津坂下町、会津美里町、湯川村に本社を有している。	応募者が、阿賀川流域内(只見川流域を含む)に本社を有している。	応募者が、左記A、B以外の福島県内に本社を有している。	10
その他	採取した砂利等の販売・提供先について、福島県内で全量販売・提供する場合に優位に評価する。	採取した砂利等の販売・提供先について、福島県内で全量販売・提供する。	採取した砂利等の販売・提供先について、一部福島県外へ販売・提供する。	採取した砂利等の販売・提供先について、全量福島県外で販売・提供する。	5
	堤防本体、管理用道路等の河川管理施設への損傷対策について、有益な提案があった場合に優位に評価する。	堤防本体、管理用道路等の河川管理施設への損傷対策について、特に有益な提案があった。	堤防本体、管理用道路等の河川管理施設への損傷対策について、有益な提案があった。	堤防本体、管理用道路等の河川管理施設への損傷対策について、有益な提案がなかった。	15
合計					50